

金融ADR制度におけるJAバンクの苦情処理措置および紛争解決措置

各JA・信連では、金融ADR制度^(※)における措置として、お客さまの苦情・紛争のお申出に迅速・公平・適切に対応するための態勢や内部規則等を整備し、その概要を公表しています。

※ 「金融ADR制度」とは、金融商品やサービスに関するお客様の苦情やお客様との紛争について、訴訟によらずに迅速・公平・適切な解決を目指すものです。

苦情申出先

JA・信連では、お取引のある営業店のほか、各JA・信連における以下の部署でも受け付けています。

大分県内JA・信連の相談・苦情等受付窓口

JA名	担当部署	電話番号
べっぴん日出農業協同組合	営業推進部 金融課	0977-66-1235
大分県農業協同組合	金融共済業務部 金融課	097-535-7260
玖珠九重農業協同組合	企画総務課	0973-72-1135
九重町飯田農業協同組合	金融課	0973-79-2011
大分大山町農業協同組合	金融事業部 金融課	0973-52-3151
大分県信用農業協同組合連合会	リスク管理室	097-538-6418

JAバンク相談所でも受け付けます。

一般社団法人JAバンク相談所 03-6837-1359

紛争解決の申し出先

下記の弁護士会で紛争の解決を図ることができますので、利用を希望されるお客様は、苦情申出先または一般社団法人JAバンク相談所(03-6837-1359)にお申し出ください。JAバンク相談所から各弁護士会へのお取次ぎをいたします。

なお、下記の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。

福岡県弁護士会紛争解決センター

センター名	電話番号
天神センター	092-741-3208
北九州センター	093-561-0360
久留米センター	0942-30-0144

※ お客さまとJA・信連との苦情・紛争の解決にあたっては、本ページに掲載している窓口以外の他の団体等の窓口もご利用いただけます。